

資料 5	令和6年7月30日（火）
	地域密着型サービス事業所集団指導

令和6年度介護保険制度改革について

本荘由利広域市町村圏組合

運営基準等の経過措置終了について①

令和6年3月31日までの間の経過措置終了により、令和6年4月1日より以下の項目について、実施が義務付けられました。

運営規程

- ・虐待の防止のための措置に関する事項について、規程を定めておくこと

勤務体制の確保等

- ・全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること

業務継続計画の策定等

- ・業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること
- ・介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うこと

衛生管理等

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催すること（従業者へ周知徹底を図ること）
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- ・介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

運営基準等の経過措置終了について②

令和6年3月31日までの間の経過措置終了により、令和6年4月1日より以下の項目について、実施が義務付けられました。

虐待の防止

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること（従業員へ周知徹底を図ること）
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・介護従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること
- ・虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと

栄養管理

※地域密着型サービスでは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ

- ・各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと
 - ①入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
 - ②入所者の栄養状態を定期的に記録すること
 - ③入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと

口腔衛生の管理

※地域密着型サービスでは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ

- ・口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと
 - ①歯科医師等により、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと
 - ②入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

目次

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	2
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応	63
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり	106
4. 制度の安定性・持続可能性の確保	134
5. その他	148
各サービスの基本報酬	161
各サービスの改定事項(再掲)	187

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の省令・告示等を御確認ください。

※各改定事項概要欄の上部に、対象サービスを記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記)しています。

3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】

管理者による他の事業所又は施設における兼務が可能となる場合

- ・ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合に限る
- ・ 事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握できること
- ・ 職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないこと

※管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- 【通知改正】

基準・算定要件等

- 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

事業者の方へ

支援を受ける方へ

医療機関・支援機関の方へ

両立支援とは？

取組事例

お役立ちコンテンツ

シンポジウム

Home > 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

事業場における治療と仕事の 両立支援のためのガイドライン



治療と仕事の両立のため、できる支援があります

治療と仕事の両立支援の流れ

治療と仕事の両立支援ガイドラインのダウンロード

治療と仕事の両立のため、できる支援があります。

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】 【告示改正】 【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

インターネット上での重要事項等の掲載先、公表先

1. 法人のホームページ等
 2. 介護サービス情報公表システム上
- ※1.又は2. への掲載・公表で可とします

経過措置に係る掲載・公表の期限

- ・令和7年3月31日まで掲載・公表の実施が必要です

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス
その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 **(新設)**

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合 **(新設)**
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。
総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<感染症編>

 [・感染症発生時の業務継続ガイドライン \[2.7MB\]](#) 

 [・感染症ひな形（入所系） \[89KB\]](#)  [・感染症ひな形（通所系） \[89KB\]](#)  [・感染症ひな形（訪問系） \[88KB\]](#) 

【例示入り】<R5年度>

 [・感染症ひな形（入所系） \[1.3MB\]](#)   [・感染症ひな形（通所系） \[1.4MB\]](#)   [・感染症ひな形（訪問系） \[1.4MB\]](#) 

<自然災害編>

 [・自然災害発生時の業務継続ガイドライン \[2.6MB\]](#) 

 [・自然災害ひな形 \[104KB\]](#) 

【例示入り】<R5年度>

 [・自然災害ひな形（共通） \[1.7MB\]](#)   [・自然災害ひな形（サービス固有） \[174KB\]](#) 

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

< 現行 >
なし



< 改定後 >

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求めらる。

身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化の取扱いに関する各サービスごとの基準の内容は以下のとおり

身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、減算となる

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ※令和6年度改正で短期利用分の追加あり
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ※令和6年度改正で短期利用分の追加あり
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ※令和6年度改正で追加 令和7年3月31日まで経過措置あり
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ※令和6年度改正で追加 令和7年3月31日まで経過措置あり

身体的拘束等の原則禁止や、緊急やむを得ない場合の記録が必要となる

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※令和6年度改正で追加
- ・夜間対応型訪問介護 ※令和6年度改正で追加
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ※令和6年度改正で追加
- ・地域密着型通所介護 ※令和6年度改正で追加

1. (3) ⑱ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

協力医療機関との連携に係る届出

令和6年度介護報酬改定により、協力医療機関との実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届けることが義務付けられました。

対象となる地域密着型サービス

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

提出書類

1. 協力医療機関に関する届出書（別紙3）
2. 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等の写し）

提出時期

令和6年度については、協力医療機関と実効性がある連携体制が確保されてから速やかに提出してください。

※年1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、事業所の指定権者へ提出が必要です。

各指定権者
各許可権者 殿

届出者	フリガナ 名称			
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 ー)		
	連絡先 (ビルの名称等)			
	電話番号	電話番号	FAX番号	
	事業所番号			
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 9 軽費老人ホーム		
代表者の職・氏名	職名	氏名		
代表者の住所	(郵便番号 ー)			
協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
	(事業所・施設種別4～8のみ)	医療機関名	医療機関コード	
	③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	医療機関名	医療機関コード	
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード		
	医療機関名	医療機関コード		
	医療機関名	医療機関コード		
た施設基準第1号を第2項及び第3項の場合(※5)を満たす	第1号から第3号の規定(※5)に当たり過去1年間に協議を行った医療機関数			
	協議をした医療機関との対応の取り決めが困難であった理由			
	(過去1年間に協議を行っていない場合)医療機関と協議を行わなかった理由			
	届出後1年以内に協議を行う予定の医療機関	医療機関名(複数可)		
	同等を想定 協議を行う予定時期	令和 年 月		
(※5)を満たす協力を定めるための今後の具体的な計画(※6)				
関係書類	別添のとおり			

- 備考1 各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)を添付してください。
- 2 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームについては「施設基準(※1)第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。
- 3 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。
- (※1) 各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準は裏面を参照。
- (※2) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (※3) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (※4) 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- (※5) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームは第1号及び13か月以内に地域の在宅療養支援病院等とリストアップし協議先を検討する」など具体的な計画を記載
- (※6)

1. (3) ② 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。【省令改正】

基準

< 現行 >

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変が生じた場合のため、あらかじめ、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

< 改定後 >

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

指定介護老人福祉施設は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

協定締結医療機関

都道府県知事が平時に、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定を締結した医療機関。

新興感染症

最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
- ・SARS（重症急性呼吸器症候群）
- ・鳥インフルエンザ
- ・エボラ出血熱 など

このページの現在位置：[ホーム](#) > [分野別一覧](#) > [健康・福祉](#) > [健康・保健](#) > [感染症と難病](#)
> [感染症法に基づく医療措置協定について](#)

感染症法に基づく医療措置協定について

コンテンツ番号：79612 更新日：2024年07月17日

県では感染症予防計画の改定に伴い、新興感染症発生・まん延時に迅速かつ的確な医療提供体制を確保するため、医療機関等（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）と医療措置協定の締結を進めています。

締結する医療措置協定の項目に応じて、第一種協定指定医療機関（病床確保）又は第二種協定指定医療機関（発熱外来の設置、自宅療養者等への医療の提供）として指定します。

医療措置協定締結・指定状況一覧（指定状況は随時更新します。）

- ・病院 [[107KB](#)] 
- ・診療所 [[237KB](#)] 
- ・薬局 [[269KB](#)] 
- ・訪問看護事業所 [[91KB](#)] 

3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

対象となる地域密着型サービス

- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

福祉・介護

介護サービス事業者の皆様へのお知らせ

- 1. 生産性向上推進体制加算について
- 2. 介護テクノロジーの導入に関する補助について

1. 生産性向上推進体制加算について

(1) 生産性向上推進体制加算に係る届出書について

生産性向上推進体制加算に係る届出書については、以下の通知をご参照ください。
なお、届け出の開始時期は令和6年7月以降です。

- ・ [PDF 介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について \[7.1MB\]](#) 
(令和6年3月15日老発0315第1号厚生労働省老健局長通知)

(2) 参考資料

- ・ [PDF 生産性向上推進体制加算関連資料 \[1.3MB\]](#) 
- ・ [PDF 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 \[18.4MB\]](#) 

**利用者の安全並びに
介護サービスの質の確保及び
職員の負担軽減に資する方策を
検討するための委員会の
ポイント・事例集**



2. (1) ⑱ 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

概要

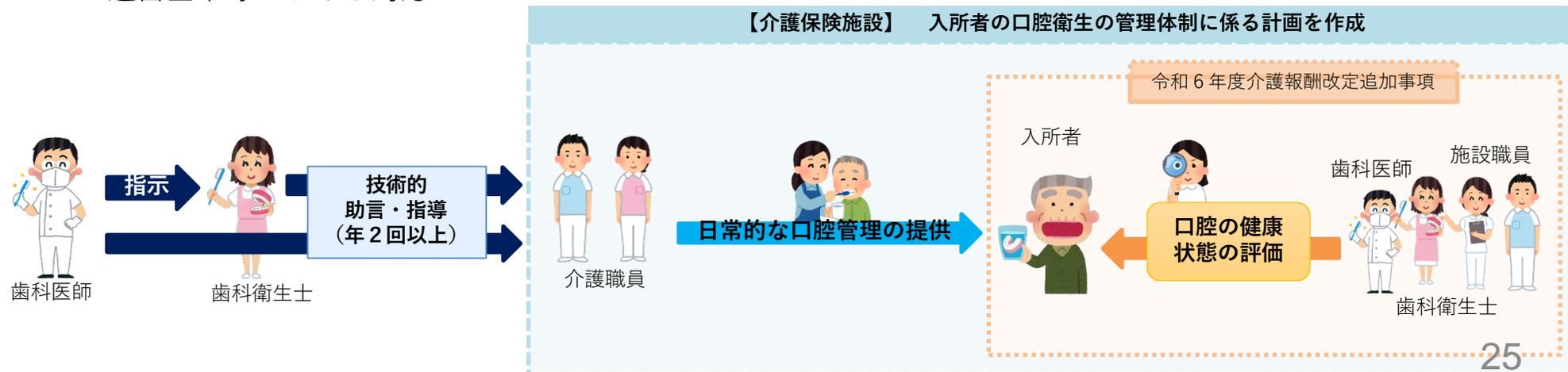
【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者を利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【通知改正】

算定要件等

- 当該施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者毎に施設入所時及び入所後月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- 技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。

< 運営基準等における対応 >



各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
→厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

リハビリテーション・個別機能訓練、
栄養、口腔の実施及び一体的取組につ
いて

計 95 枚（本紙を除く）

Vol.1217

令和6年3月15日

厚生労働省老健局老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内 3938)
FAX : 03-3595-4010

老高発 0315 第2号
老認発 0315 第2号
老老発 0315 第2号
令和6年3月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長宛 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公 印 省 略）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（公 印 省 略）
厚生労働省老健局老人保健課長
（公 印 省 略）

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組につ
いて

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施については、
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、
居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要す
る費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成
十二年三月一日老企第三六号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に
関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指
定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の
留意事項について」（平成十二年三月八日老企第四〇号）、「指定介護予防サー
ビスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ
いて」（平成十八年三月十七日老計発第〇三一七〇〇一号、老振発第〇三一七〇〇
一号、老老発第〇三一七〇〇一号）及び「指定地域密着型サービスに要する費用
の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の
額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十八年三
月三十一日老計発第〇三三一〇〇五号、老振発第〇三三一〇〇五号、老老発第〇
三三一〇一八号）において示しているところであるが、今般、基本的な考え方並
びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しますので、御了知の上、各都
道府県におかれては、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図る
とともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

2. (2) ③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。【省令改正】

3. (3) ⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニット型施設において、引き続き入居者等との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

3. (3) ⑪ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行う随時対応サービスについて、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。【通知改正】

算定要件等

- 一体的実施ができる範囲について、都道府県を越えて連携を行っている場合の運用については、その範囲が明確になっていないため、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。

3. (3) ⑫ (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。
【省令改正】

基準

	現行	改定後
小規模多機能型居宅介護	<p>(管理者)</p> <p>第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第一百五十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
多機能看護小規模居宅介護	<p>(管理者)</p> <p>第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

5. ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化

概要

【看護小規模多機能型居宅介護】

- 看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点における「通い」・「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する。【省令改正】

基準

< 現行 >

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）
第七十七条

- 一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

< 改定後 >

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）
第七十七条

- 一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

令和6年度介護報酬改定に関する告示の改正について

当組合ホームページに掲載しております令和6年3月7日に開催した「本荘由利広域 総合ケア会議及び介護支援専門員研修会」資料ダウンロードのページにおいて、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」の内容を含めた、地域密着型サービス種別ごとの内容で資料を掲載しておりますので、介護報酬算定の際の確認事項としてください。



本荘由利広域市町村圏組合

こちらは、秋田県にあります由利本荘市、にかほ市によって構成される一部事務組合「本荘由利広域市町村圏組合」のホームページです。

[▶トップページ](#) [▶サイトマップ](#) [▶お問い合わせ](#) [▶リンク](#) 更新 2024/07/09

本荘由利広域 総合ケア会議及び介護支援専門員研修会 資料ダウンロードのページです。

開催時間: 2024年3月7日 (木) 14:00

本荘由利広域 総合ケア会議及び介護支援専門員研修会

次第

資料 [令和6年度介護報酬改定の主な事項について](#)

資料1 [令和6年度介護保険制度における留意事項](#)

資料2 [介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について（案）](#)

資料3 [電子申請・届出システムの運用開始について](#)

資料 [電子申請・届出システムの利用準備の手引きVer.2](#)

資料4 [事前質疑応答](#)

[◇参加報告書（令和6年3月14日（木）まで提出してください。）◇](#)

下記資料については、改定事項の確認用資料のため、必要に応じてダウンロードしてください。

参考資料 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（全体版）](#)

資料1-1 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（居宅介護支援・介護予防支援）](#)

資料1-2 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）](#)

資料1-3 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（地域密着型通所介護）](#)

資料1-4 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（認知症対応型通所介護）](#)

資料1-5 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（小規模多機能型居宅介護）](#)

資料1-6 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（看護小規模多機能型居宅介護）](#)

資料1-7 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（認知症対応型共同生活介護）](#)

資料1-8 [令和6年度介護報酬改定における改定事項について（地域密着型介護老人福祉施設）](#)



→ 組合の紹介

→ 組合の事業

→ 介護保険

▶ 制度の案内

▶ 各種申請書

▶ 各種資料

→ 業務状況

→ 入札情報

→ 広域広報

→ 例規集

